

設計図書の修正について

教育委員会総務課

工事名：坂越中学校体育館屋根改修工事

| | 修正箇所 | 内容 |
|------|--------------------|--|
| 修正内容 | 設計図書 7頁 営繕工事仕様書 | 「7使用材料 (1)材料 設計書内容記載メーカー・品番等は、同等品以上とする。」 の追加 |

営繕工事仕様書

- 1 工事名称 坂越中学校体育館屋根改修工事
- 2 工事場所 赤穂市 浜市 地内
- 3 工事期間 平成 30 年 5 月 2 日 ~ 平成 30 年 7 月 31 日
- 4 工事範囲 設計図書に示す範囲
- 5 設計図書
 - (1)設計図書
 - (2)工事設計書【参考内訳書】
 - (3)共通仕様書【国土交通大臣官房官庁営繕部監修】平成28年度版
建築工事共通仕様書
- 6 提出書類 別紙[建築工事提出一覧表]により所定のものを出す事。
- 7 使用材料
 - (1)材 料 設計書内容記載メーカー・品番等は、同等品以上とする。
- 8 工事中留意事項
 - (1)官公署その他
への手続等 工事施工のために必要な手続、仮設電力・給排水の引込手続、
道路その他の他人管理地使用の手続等は、全て請負者で行い
その費用を負担すること。
 - (2)工事災害防止 工事期間中は、近隣敷地及び建物等に、損害を与えないように
適切な設備を設け工事災害の防止に留意すること。万一、損害
を与えた場合は、請負者の責任において復旧、補償すること。
 - (3)工事中の手続 工事施工の為に必要な手続、仮設電力・給排水引込手続、道路
その他の他人管理地使用手続は、請負者で行い費用負担する。
 - (4)発生材の処分 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により分別
解体等及び再資源化等が義務付(平成14年5月30日から)けら
れる工事は、適切に処分及び手続(計画書等の作成等)を実施
すること。
特記なきものは、産業廃棄物処理業者にて適切に処分すること。
本工事で排出される建設廃棄物を場外に搬出して処理(再資源
化施設、積替え保管場所経由で最終処分)する場合、産業廃棄
物管理票(マニフェスト)を使用すること。
 - (5)その他 近隣対策、苦情処理等は、請負者において処理解決すること。